

## 電気事業の部門別収支に関する監査について

制定 令和 7 年 4 月 9 日

20250409電委第2号

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業監査規程（20150901 電委第 8 号）第 5 条（3）に規定する部門別収支に関するみなし小売電気事業者の監査（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）に限る。）については、例えば、以下の事項を確認することとする。なお、この確認事項で使用する用語は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 23 号）及びみなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成 28 年経済産業省令第 45 号。以下「部門別収支計算規則」という。）において使用する用語の例による。

1. 事業に係る収益及び費用のうち、各欄に整理する収益及び費用が、部門別収支計算規則別表第 1「事業者に係る部門別収支配分基準」（以下「本基準」という。）

2. に基づき、次のとおり整理されていること。

- (1) 電気事業営業収益は、一般送配電事業等に係る収益が除かれている。
- (2) 財務収益は、一般送配電事業等に係る収益（当該財務収益に料金収入に占める一般送配電事業等に係る料金収入の割合を乗じて得た額をいう。）が除かれている。
- (3) 電気事業財務費用は、それぞれ、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に整理される費用を抽出することにより整理されている。

① 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産を算定し、これらの固定資産合計額が算定されている。

この際、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備の固定資産帳簿価額については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の固定資産帳簿価額に整理して算定されている。

② 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理されている。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 水力発電費  
 火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 火力発電費  
 原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 原子力発電費  
 新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 新エネルギー等発電等費  
 送電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 送電費  
 変電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 変電費  
 配電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 配電費  
 業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 一般管理費  
 休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 休止設備費  
 貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 貸付設備費  
 事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 営業外費用

(4) 電気事業営業費用は、次に掲げる費用が、それぞれ次の方法より、次のとおり整理されている。

① 一般管理費（(3)により整理されたものを含む。以下同じ。）は、それぞれ、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費に整理される費用を抽出することにより整理されている。

イ 一般管理費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費に直課されている。

ロ イの整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理されている。

② 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（(3)及び(4)①により整理されたものを含む。以下「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）は、それぞれ、次の方法により、水力・火力・新エネルギー等発電等費から水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費用に整理される費用を抽出することにより整理されている。

イ 水力・火力・新エネルギー等発電等費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費用」という。）又は離島等供給費用以外の費用（以下「非離島等供給費用」という。）に直課されている。

ロ イの整理により難い費用は、営業費用項目ごとに、別表に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理されている。

ハ イ及びロにより整理された非離島等供給費用は、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理されている。

- ③ 販売費（①により整理されたものを含む。以下同じ。）は、それぞれ、次の方法により、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理される費用を抽出することにより整理されている。

イ 販売費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課されている。

ロ イの整理により難い費用は、営業費用項目ごとに、別表に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理されている。

ハ イ及びロにより整理された非離島等供給費用は、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理されている。

（i） イ及びロにより整理された非離島等供給費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課されている。

（ii） （i）の整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理されている。

（iii） （i）及び（ii）により整理された給電費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課されている。

（iv） （iii）の整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に配分することにより整理されている。

（v） （i）及び（ii）により整理された販売需要家費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に直課されている。

（vi） （v）の整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理されている。

(vii) (i)及び(ii)により整理された一般販売費用は、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限りネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に直課されている。

(viii) (vii)の整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理されている。

④ 他社購入電力料は、一般送配電事業等に係る費用が除かれている。

(5) 法人税等及び国際最低課税に対する法人税等は、一般送配電事業等に係る費用が除かれている。

2. 事業に係る収益及び費用のうち、各部門の欄に整理する収益及び費用が、本基準3.に基づき、次のとおり整理されていること。

(1) 法人税等のうちの事業税は、所得課税分に限られている。

(2) 料金収入比は、当該比率の算定にあたって一般送配電事業等に係る料金収入が除かれている。

3. 1. 及び2. に掲げる基準について、沖縄電力の実情に応じた基準により整理することが適当である場合にあって、沖縄電力が当該基準を、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会事務局長に届け出たときは、当該基準により整理されていること。この場合において、電力・ガス取引監視等委員会事務局は、当該基準を公表すること。

別表 活動帰属基準、配賦基準分類表

| 費用等の項目          | 水力・火力・新エネルギー等発電等費 |           | 販売費       |      |
|-----------------|-------------------|-----------|-----------|------|
|                 | 活動帰属基準            | 配賦基準      | 活動帰属基準    | 配賦基準 |
| 役員給与            | —                 | 直課された人員数比 | 直課された人員数比 | —    |
| 給料手当            | —                 | 同上        | 同上        | —    |
| 給料手当振替額<br>(貸方) | —                 | 同上        | 同上        | —    |
| 退職給与金           | —                 | 同上        | 同上        | —    |
| 委託集金費           |                   |           | 契約口数比     | —    |
| 厚生費             | —                 | 直課された人員数比 | 直課された人員数比 | —    |

|         |                 |                 |                                               |                                                         |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 雑給      | —               | 同上              | 同上                                            | —                                                       |
| 消耗品費    | —               | 同上              | 同上                                            | —                                                       |
| 修繕費     | 発電等設備の<br>認可出力比 | —               | 業務用建物床<br>面積比（建物<br>については、<br>自己所有物件<br>に限る。） | —                                                       |
| 水利使用料   | —               | 発電設備の認<br>可出力比  |                                               |                                                         |
| 補償費     | —               | 発電等設備の<br>箇所数比  | —                                             | 直課された人<br>員数比                                           |
| 賃借料     | —               | 発電等設備の<br>認可出力比 | 業務用建物床<br>面積比（建物<br>については、<br>賃借物件に限<br>る。）   | —                                                       |
| 委託費     | —               | 同上              | —                                             | 業務用建物床<br>面積比（建物に<br>ついては、自己<br>所有物件及び<br>賃借物件とす<br>る。） |
| 損害保険料   | —               | 発電等設備の<br>箇所数比  | —                                             | 直課された人<br>員数比                                           |
| 普及開発関係費 | —               | 発電等設備の<br>帳簿原価比 | 契約口数比                                         | —                                                       |
| 養成費     | —               | 同上              | 直課された人<br>員数比                                 | —                                                       |
| 研究費     | —               | 同上              | —                                             | 直課された人<br>員数比                                           |
| 諸費      | —               | 同上              | —                                             | 同上                                                      |
| 貸倒損     |                 |                 | 契約口数比                                         | —                                                       |
| 固定資産税   | 発電等設備の<br>帳簿価額比 | —               | 業務用建物床<br>面積比（建物<br>については、<br>自己所有物件          | —                                                       |

|                              |                 |                 |                                               |               |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------|---------------|
|                              |                 |                 | に限る。)                                         |               |
| 雑税                           | —               | 発電等設備の<br>帳簿原価比 | —                                             | 直課された人<br>員数比 |
| 減価償却費                        | 発電等設備の<br>帳簿価額比 | —               | 業務用建物床<br>面積比（建物<br>については、<br>自己所有物件<br>に限る。） | —             |
| 固定資産除却費                      | 同上              | —               | 同上                                            | —             |
| 共有設備費等分<br>担額                | —               | 発電等設備の<br>帳簿原価比 |                                               |               |
| 共有設備費等分<br>担額（貸方）            | —               | 同上              |                                               |               |
| 建設分担関連費<br>振替額（貸方）           | 発電等設備の<br>帳簿原価比 | —               | —                                             | 直課された人<br>員数比 |
| 附帯事業営業費<br>用分担関連費振<br>替額（貸方） | —               | 発電等設備の<br>帳簿原価比 | —                                             | 同上            |
| 電気事業財務費<br>用                 | —               | 発電等設備の<br>帳簿価額比 | —                                             | 同上            |

#### 附 則

この確認事項は、決定の日から施行し、令和7年3月31日以後に終了する事業年度に係る監査について適用する。